



問 就学援助制度についての広報について伺う

答 住民からの声があれば、広報紙等で周知を図ることを検討する

問 就学援助について伺う。

町長 この制度は、国の法律に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費や修学旅行費、学校給食費等を支給するものである。この制度には、要保護と準要保護があり、要保護は生活保護法による生活保護世帯で、修学旅行費のみを支給をしている。

準要保護は、認定基準としていくつかの基準があるが、経済的理由によるものは、要保護に準ずる世帯としている。なお、支給対象者の推移は、ここ5〜6年で大きく増えているようである。その要因としては、経済状況の変化や離婚等による母子家庭の増加等が考えられる。また、今日の経済情勢の悪化に伴い、今後さらに増加することが予測されることから、教育の機会均等を図るうえからも大変重要な制度である。

問 はないか。

教育課長 この制度の周知に関しては、毎年入学説明会において制度の内容、申請の方法等について学校の方で説明をされている。

また、本人からの申請主義であることから保護者の意思によるが、学級費や給食費の未納があり、経済的にも生活状態が極めて悪いと思われる場合は個別に学校からこの制度の活用について詳細に説明されている。各学校長にも指導をお願いしている。したがって、制度については、保護者にも理解されているものと判断しているが、まだ十分ではないとの声があるのであれば、広報紙等で周知を図ることについて検討したい。

問 就学援助費の支払い状況について伺う。

教育課長

就学援助費支給状況等

	H20支給	H21予算
小学校	74名 (8.3%)	90名
中学校	44名 (10.3%)	55名

問 申請書の配布、支給の決定方法について伺う。

教育課長

申請書は、入学児童の全員に配布されている。2年生以降は前年度の該当者に配布されており、毎年すべての児童生徒に配布しているものではない。

また、申請に関しては、学校あるいは直接教育委員会へ申請書の提出をお願いしている。

就園奨励費支給状況等

	H20支給		H21予算
	対象園児数	就園奨励金額	
大木光の子 幼稚園	101名	8,395,412円	110名 9,275,000円
町外の私立 幼稚園	10名	704,982円	

※大木町の住民で私立幼稚園に就園する園児の保護者に対する負担の軽減を図るための措置で、大木町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

問 支給の時期を早める事ができないか。

教育課長

規則上において、支給は原則学期末としているが、ただし書きにより随時支給も可能としている。しかしながら、事務処理上の問題が大きく影響していく。

申請書の提出は、例年4月中旬にお願いしている。その後、当該調査に一定期間を要するため、事務処理上6月の教育委員会に提案せざるを得ないというのが実情であり、現在の7月の支給となっている。

問 広報紙でわかりやすく知らせるべき